

中華民国（台湾）が、東シナ海和平イニシアチブを提唱する。

現在、東シナ海で重大な領土争議が醸されている。

国連創始国の一国である中華民国（台湾）は、自国が国連憲章の原則に則り争議を平和的に解決する義務があるのを確信し、我が方は、争議の中心が台湾に所属している島嶼に関わることから、和平的解決を確約する。

その島嶼は釣魚台列嶼であり、中国語では“魚を釣る台”を意味する。我が方はただ単に魚を釣る台だけではなく、また且つ和平をもたらすプラットフォームでもあると見なしている。

日本の野田佳彦総理大臣が 2012 年 9 月 26 日、国連総会での演説で、“争議は無い”と世界に対して宣言した。これは、日本以外の世界各国が地域平和と経済繁栄に嚴重な結果をもたらす可能性のある争議の存在を認めていることから、誠に遺憾なことである。若し、関連のある双方が争議が事実存在しているのを認めなければ、争議の解決は覚束ないのである。

野田総理はまた、“更に強力な法の支配”により領土争議を解決するのを呼びかけたが、我が方の国際司法裁判所に争議を持ち込む提議を拒絶した。その上、野田首相は、“一国が武力または恫喝でその主張を実現させる如何なる試みは国連憲章の精神に悖る”と指摘したにもかかわらず、日本が 1895 年 1 月 14 日、日清戦争（1894 年 8 月～1895 年 4 月）が未だ終了される前に、前述の島嶼を合併した事実を分りにくくさせることを続けている。

中華民国は日本と過去 60 年来の友好関係を大切にしているが、最近の緊張激化は日本が引き起こしたのであるから、我が方は、日本政府に争議の存在を認めた上で、争議を解決する責任ある処置手段を講じるよう勧めるのである。

我が方は日本の釣魚台に対する主権主張を詳細に検討したが、日本側に同意することが出来なかった。我が方の立場は下記 10 要点に集約されることが出来る。その上、我が方は記録を正確にし、事実に事実を語らせるのが必要であると信じる次第である。

我が方の主権主張

1. 中国の明朝が最初、釣魚台列嶼を発見、命名、使用した（1368-1644）。

- * 中国人が 15 世紀、上記の島嶼を発見、釣魚台（魚釣りの台）、黄尾（黄色の尾）、赤尾（赤色の尾）と名付け、その富裕な海洋資源を熟知していたのを証明している。
- * 中国人は上記の島嶼を琉球王国（現在の日本の沖縄県）と往来する海上の標柱として使っていたのである。

* 上記の島嶼は明朝時代の中国の海岸防衛線の一点である。

2. 釣魚台列嶼と台湾は清朝時代の中国の領土となった（1644-1912）。

* 「奉使図」には上記の島嶼を「中国と他国を隔てる境界」内にあると記載している。

* 台湾府の地方史文献には“釣魚島は十数艘の大船を停泊させることが出来る”と記録し、また、台湾府の噶瑪蘭庁（現在の宜蘭県）の管轄下に置かれているとも記されている。地方史文献には1747年の「重修台湾府志」や1764年の「続修台湾府志」、また1852年の「噶瑪蘭庁志」や1871年の「台湾本島図録」が含まれている。

*

* 上述の公文書記録は清朝時代の中国が上記の島嶼を長期間絶えることなく台湾の一部として支配していたことを証明するものである。

3. 釣魚台列嶼は明治日本が1895年1月14日、日清戦争中、秘密裡に併合した（1894. 8-1895. 4）。

* 日本政府は今、1885年以降、再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って正式にわが国の領土に編入することとしたものである。

* しかし、日本の公文書保管所で発見された古い明治時代の公文書によると、明治政府は1885年には中国が上記の島嶼を所有していたと認定している。

* 最初の現地調査が終了された後の1885年10月、井上馨外務卿と浅田徳則外務省公信局長が、上記の島嶼は、“中国の国境に近く、台湾の隣にあり、中国に所属する”と述べ、また、“この際に遽に公然に国境を建設する等の処置有之候ては、清朝の疑惑を招く”と語った。

* 西村捨三沖繩県知事が、1885年11月、“この事は中国と関わる事が無きにしも非ず、若し、問題が起これば、自責せざるを得ない”と語った。

* 十年後の1895年8月、奈良原繁沖繩県知事が内務省に1885年以降、更に実地調査致さざるを以って、確報難、及候得共と報告した。

* 日清戦争が1894年8月に勃発、日本が同年9月17日、清国の北洋艦隊を惨滅し、10月24日には、鴨緑江を超え、中国に侵略した。同年11月21日、日本は中国の旅順を占領した。

* 日本の内務省は1894年12月、争議のある上記諸島を併合するなれば、“中国と交渉せねばならず...しかし、現在の状況は以前と大分変わっている”と声明した。

* 日本はそれに応じて、日清戦争中の1895年1月14日、上記諸島を1895年1月4日の閣議決定により、秘密裡に併合した。その閣議決定は秘密扱いとされ、国際上既定の仕来りと違い、公表されなかった。

4. 中国が“台湾とその付属の諸島”を1895年、日本に割譲した。

- * 日清戦争で戦敗した後、中国は1895年4月17日、迫られて下関条約に調印、台湾とその付属の諸島を日本に割譲した。
- * 釣魚台列嶼が台湾に付属する島嶼であるゆえ、日本の法的権利の根拠は第二次世界大戦後、無効になった1895年の下関条約だけである。

5. 二次大戦以後の取り決めで釣魚台列嶼は1895年以前の分限を回復した。

- * 1943年のカイロ宣言では“日本が中国人民からとう盗取した満州、フォルモサ(台湾)、ペスカドル(澎湖)等領土を中華民国に返還し、...日本はその暴力及び貪欲により占取した他の領土から退去させるべきである」と規定されている。
- * 1945年のポツダム宣言では、“カイロ宣言の諸条件は履行されるべきものである”と声明されている。
- * 同1945年の日本の降服文書には、日本はポツダム宣言の諸条件を受諾したと記されている。
- * 上述の国際法的文件三件は今でも、関係諸国が遵守すべきものであり、関係諸国はアメリカ合衆国、日本、中華民国(台湾)を含む。

6. 釣魚台列嶼は、日本が秘密裡に併合した時、沖縄県の管轄下に置かれ、その後、改名された。

- * 日本は1895年、上記諸島を沖縄県の行政管轄下に置き、その後1890年に上記諸島を尖閣諸島と改名した。
- * 日本の一方向的な行動は、上記諸島の中国元来の領土所有権と独自性を隠蔽し、それが上項の5項で記述している二次大戦後の取り決めで未だに完全に執行されていない。
- * 日本が台湾を中華民国に返還した時、双方ともに台湾の1945年の行政区画を採用し、その結果、中華民国側は、無人居住の尖閣諸島が事実、元来の釣魚台列嶼であることを知る由も無かったのである。

7. 中華民国は二次大戦後、日本に釣魚台列嶼の主権があることを承認していない。

- * 釣魚台列嶼は、上記の第6項の手違いにより、1951年のサンフランシスコ平和条約の第三条に則り、アメリカ合衆国の管理下に置かれた。中華民国(台湾)はサンフランシスコでの講和会議には招かれず、サンフランシスコ平和条約には調印していないのである。
- * 1952年に台北で調印された中華民国(台湾)と日本の中日平和条約はサンフランシスコ平和条約の第三条を含んでいなかった。

8. 釣魚台列嶼は、1945年から1971年まで、日本ではなく、アメリカ合衆国の管理下に置かれていた。

- * 日本が上記諸島を一世紀以上も行政管理をし続けた主張は事実を踏み外した主張である。
- * 中華民国（台湾）が1971年以前、日本政府に抗議を申し込まなかったのは、上記諸島は、日本の管轄下にあるのではなく、アメリカ合衆国の管理下に置かれていたからである。

9. アメリカ合衆国は1972年に、釣魚台列嶼の主権を日本に移し渡していない。

- * アメリカ合衆国は1971年より、上記諸島の施政権を日本に譲渡したが、主権の移転ではないと再三、声明している。
- * アメリカ合衆国は、上記諸島の主権問題については、中立政策を採り、その究極的主権に対して、領土権の主張の争いに関与しないという立場をとっている。

10. 日本の釣魚台列嶼に対する主権主張は、最初から（アブ・イニシオ：ab initio）無効である。

- * 法的権利或いは権利付与は非法的な行動、若しくは省略によって（エクス・インジュリア・ジュス・ノン・オリトゥル：ex injuria jus nonn oritur）樹立されものではないと言うのは文明諸国が公認の国際法の原則である。
- * 日本の釣魚台列嶼に対する主権主張は、同諸島は無主の地（テラ・ヌリアス：terra nullius）ではないので、国際法により、最初から無効である。

我が方の提議：東シナ海和平イニシアチブ

主権争議の解決には時間がかかるが、我が方は直ちに緊張緩和及び平和の樹立する手段を講じることが出来る。

争議は四手段の内の一手段で平和的に解決される。その四手段は、協商、調停、仲裁、訴訟である。四手段は相互排斥をすることなく、また全部、協商によって始められる。

中華民国の馬英九総統は2012年8月5日、二段階の東シナ海和平イニシアチブを提唱した。和平イニシアチブは「主権は分割出来ないが、資源は共に享受することが出来る」という構想の上に立っていて、関係諸国が対峙を対話で取って替わらし、領土権争議を協商によって棚上げし、東シナ海行動規範を樹立、資源の共同開発を行なうのを提議している。

第一段階：意義のある対話による領土権争議の棚上げ

第二段階：共同開発による資源の共有

重要議題

- * 東シナ海行動規範
- * 東シナ海の生物資源の共同保護と共同管理
- * 東シナ海の非生物資源の共同探索と共同開発
- * 海洋科学の共同研究と海洋環境の共同保護
- * 東シナ海の通常型及び非通常型安全保障戦争を想定した軍事演習

我が方は最終的には、三通りの対話を一つに纏めることが可能である。現存の三通りは台湾と日本、台湾と中国大陸、日本と中国大陸との双方対話チャンネルであり、その三通りのチャンネルを一つに纏め、三方対話に持ち込むのである。

我が方はアメリカ合衆国政府及び人民が東シナ海和平イニシアチブを支持するのを心から願っている次第であります。

詞書

続修台湾府志に領土は台湾に所属し、“釣魚島は十数艘の大船を停泊させることが出来る”と記されている。(台湾台北の故宮博物院提供)

浅田徳則外務省公信局長が、1885年10月、近頃、清国の新聞に我政府は清国に属する台湾地方の島嶼を占拠せし様の風評を掲げ、清政府の注意を喚起せしてあり、と書いている。

奈良原繁沖縄県知事が内務省の江木千之県治局長に宛てた1894年5月12日付けの書簡で、沖縄県警が1885年に諸島を調査した後、後続の調査は行なわれなかったと書き送っている。(日本外交務省外交資料館所蔵)